

ものでございます。来年三月三十一日をもって東京都市町村消防団員等災害補償等組合を解散いたそうとするものでございます。なお、今回の統配合によります事務事業等の変更はございません。

以上、簡単な御説明でございますけれども、何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第百六号東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分につきまして、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本件につきましても、先ほど御提案申し上げました議案第百五号に関連いたしますもので、本組合を解散することに伴い、解散時における財産処分を関係市町村の協議の上定めようとするものでございます。

本組合の解散に伴う財産処分は解散時における組合の一切の財産が、先ほど御提案申し上げました東京自治会館組合等の財産同様、新たに設立されますところの東京市町村総合事務組合が引き継ぐとするものであります。

参考でございますが、本組合が六十一年度決算時に所有しております主たる財産は償じゅつ基金約二億六千八万八千円、公務災害補償基金約五千七百九十二万一千円であります。

以上、大変雑駁な御説明でございますが、何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本六案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 聞き違いかな、四つを一つにすると言わなかったですか。

それと議員がそれぞれこの各組合にいったわけですが、結局、全部で何人ずついたんですか。最初の浅見部長の提案理由にもありましたように、会議が大幅に少なくなる、効率的だと。しかし、それは言いかえれば地方自治権を狭めていくということに当然つながると思います。

たまたま、この一部事務組合には、議会議員の代表というのは出ていないから、十分なあれがないわけですが、しかし、その提案理由の説明からいくと会議が大幅に少なくなると、決してそれは効率的ということだけでは一概に論じられないことがあるわけです。こういう点では、こういう問題については、私どもとしては慎重に審議をしていくべきだ

というふうに考えております。

○総務部長（浅見裕康君） ちょっと説明不足で申しわけありません。この四つと申しましたのは、このほかはまだ福生市等が構成団体になっておりません交通災害の組合がございます。それを含めましてでございます。ちょっとことばが足りず、申しわけありません。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（原 敏子君） この際、動議を提出したいと思ひます。

この議案第百一号から百六号までの六案については所管の委員会では慎重に審議されんことを望みます。

○議長（村尾栄次君） ただいま原 敏子君から、本六案は委員会に付託し、審査されたい旨の動議が提出されました。

本件は、動議成立に所定の賛成者が必要でありますので、本動議提出に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 所定の賛成者があります。よって、本動議は成立いたしました。

これより、本動議を議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立少数であります。よって、本六案は、委員会に付託し、審査することは否決されました。

三時まで休憩いたします。

午後二時五十分 休憩

午後三時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を行います。

これより本六案について個別に採決いたします。

まず、議案第百一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって、議案第百一号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第百二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって、議案第百二号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第百三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって、議案第百三号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第百四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって、議案第百四号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第百五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって、議案第百五号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第百六号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

御異議がありますので、起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君)

起立多数であります。よって、議案第百六号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君)

日程第十七議案第百七号東京市町村総合事務組合の設立についてを議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。総務部長浅見裕康君。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君)

御指名をいただきましたので、議案第百七号東京市町村総合事務組合の設立につきまして、その提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

本議案の設立の経過及びその理由等につきましては、先ほど御提案し、御議決をちょうだいしました議案第百一号等三件の案件に関連いたしまして、同じような趣旨に基づきまして、現在府中市にございます東京自治会館組合等四つの組合が解散しまして、今回、新たに来年四月より東京市町村総合事務組合を設立しまして、その事業をそのまま継承しようとするものでございます。

御案内のように、複合事務組合を設立しようという場合におきましても、前議案と同様地方自治法第二百八十四条第一項の規定によりまして、関係市町村が協議をし、決定しまして、その旨東京都知事に届け出をすることになっており、その手続の必要から、地方自治法第二百九十条の規定によりまして、議会の御議決を経なければならないということでございます。そういうことで御提案申し上げた次第でございます。

次に、今後の事務手続等のことでございますけれども、先ほど御提案申し上げました議案第百一号等の一連の議案の御議決をいただきましたので、東京自治会館組合事務局と各管理者名をもちまして、東京都知事にその許可申請の手続を行

いまして、その後、都知事の許可に基づきまして本組合の設立の運びとなるわけでございます。したがいまして、順調に進みますと、先ほど申しましたように、明年四月から本組合により既存の組合の事業等を継承、運営するものでございます。

なお、誠に勝手なお願いでございますが、一部事務組合の性質上、特に組合規約につきましては統一様式となっております。まして、お手元に議案が御配付されておりますけれども、そのように横書き条文となっておりますことをあらかじめ御了承をお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、若干時間をちょうだいしまして規約の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第一条でございますけれども、組合の名称を東京市町村総合事務組合といたそうとするものでございます。

次に、第二条でございますけれども、組合を組織する団体を別表第一に掲げるとおりの地方公共団体としようとするものでございます。

次に第三条でございますが、本組合が共同処理いたします事業内容でございまして、現在ございましてところの東京都市町村消防団員等災害等組合などの四つの一部事務組合が共同処理しておりますところの非常勤消防団員等に係る損害補償に関する事、それから非常勤消防団員に係る退職褒賞金の支給に関する事、それから非常勤消防団員に係る償い金金の支給に関する事、それから住民の交通災害共済事業に関する事、共同で実施する職員の研修に関する事、東京自治会館の設置、管理及び運営に関する事等でございまして、

次に第四条でございますが、組合の事務所を現在所在地と同一の東京都府中市新町二丁目七十七番地の一東京自治会館内に置こうとするものでございます。

次に第五条でございますが、組合の議会の議員の定数及びその選出区分を定めたものでございまして、その定数を、まず市長の職にある者から六人、それから市議会議長会の会長及び副会長の職にある者から三人、町村長の職にある者から三人、町村議会議長会の会長及び副会長の職にある者から二人の計十四人と定めようとするものでございまして第二項において、市町村長から選出されます組合議員の選挙区は、別表第三に定めます選挙区といたしまして、当該選挙区の市町村長の互選によるものとするものでございます。

次に第六条でございますが、議員の任期及び失職事項を定めたものでございまして、議員の任期は二年といたしまして、

補欠議員の任期は、前任者の残任期間とするという規定でございます。第二項におきまして、市町村長の任期満了に伴い引き続き再選された場合には、その任期を継続するというところでございます。第三項におきましては、市町村の長、市議会議長、町村議会議長の会長もしくは副会長の職を失ったときについては、自動的にその職を失うというふうに定めたいものでございます。

第七条でございますが、議員が欠けたときの補欠選挙の規定を定めたものでございます。

第八条につきましては、本組合の議長、副議長の選任方法を定めたものでございます。第二項において、その任期を組合議員の任期と定めたものでございます。

第九条でございますが、議決方法の特例を定めたものでございまして、組織市町村の一部に係る事件につきましては、当該事件に関係いたします市町村から選出されている議員であるところの市町村長の職にある人の出席者の過半数で決めるという特例が規定されております。

第十条でございますが、組合の執行機関の組織及び選任の方法を定めたものでございまして、組合には管理者副管理者及び収入役各一名を置き、管理者及び副管理者は、組織市町村長の互選により選出しまして、収入役は管理者が組合の議会の同意を得て選出し、その任期はおのの二年というように定め、その職の失職の要件については、組合議員同様といふたそうとするものでございます。

第十一条については、管理者の職務代理を定めたものでございまして、管理者が事故があるとき、または欠けたときは、副管理者がその職務を代理しまして、さらに管理者、副管理者ともに事故等があった場合には、あらかじめ管理者が指定しました吏員がその職務を代理するという規定でございます。

第十二条でございますが、これは監査委員について定めたものでございまして、組合には監査委員を二人置くというところでございます。その選任に当たっては、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員の中からおのの一人づつ選任するというものでございます。なお、任期につきましては、知識経験を有する者は四年、組合議員から選出された者は組合議員の任期の間というふうに定めたものでございます。

第十三条でございます。組合の事務局及び職員について定めたものでございまして、組合に事務局を設けまして、事務局長及びその他の職員を置き、それらの職員にあっては管理者が任命するという規定でございます。

第十四条でございますが、組合の経費の支弁方法を定めるものでございまして、第一項では、組合の経費は組織市町村の負担金及び組合事業から生ずる収入をもって充てることとし、第二項におきまして、前項の負担金の負担割合は、組合の議決を経まして定めようとするものでございます。第三項において、交通災害共済事業における不足金が生じた場合には、関係市町村において負担する旨を定めたものでございます。次の第四項において、前項の不足額の負担の方法を定めております。

次に附則でございますが、この規約は東京都知事の認可のあった日から施行し、第二項において、本組合は、昭和六十三年三月三十一日をもって解散する東京都市町村消防団員等災害補償等組合など四組合の事務をそのまま継承する旨を定めたものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございましたが、慎重御審議の上原案どおり御可決くださるようお願いいたします。

議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第七号は、総務委員会に付託いたしましたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長（村尾栄次君） この際、日程第十八議案第八号福生伝染病院組合の解散について、日程第十九議案第九号福生伝染病院組合の解散に伴う財産処分についての二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名によりまして、議案第百八号福生伝染病院組合の解散について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

御案内のように、近年伝染病患者の発生状況は、生活環境の整備、医療の進歩等により著しく減少し、昭和六十一年度を見ますと本市では二名、西多摩地域九市町村全体でも三名となっております。西多摩地域広域行政圏協議会は、このような実態を踏まえ、行政改革、住民サイドの視点に立って患者の収容並びに交通事情等を勘案した結果、昭和六十二年九月二日、圏域内にある青梅市立総合病院併設伝染病院、福生伝染病院及び公立阿伎留病院併設伝染病棟の三伝染病院を統合することを合意いたしました。

合意の内容といたしましては、まず一点、伝染病院の統合は昭和六十三年四月一日とする。二点、統合先は青梅市立総合病院併設伝染病院とし、九市町村の伝染病患者の収容及び診療業務を行う。ただし、同病院は昭和六十三年度、六十四年度に改築を予定しているため、昭和六十三年三月三十一日まで廃止する伝染病院は福生伝染病院のみとし、公立阿伎留病院の伝染病棟は昭和六十五年三月三十一日までで存続させる。三、青梅市立総合病院併設伝染病院の改築期間中は、公立阿伎留病院が伝染病患者の収容及び診療業務を行うというものでございます。

以上のような経緯でございますが、この統合によりまして、福生伝染病院組合が行っておりました伝染病患者の収容及び診療に関する事務につきましては、青梅市に事務を委託することになります。したがって、福生伝染病院組合は、地方自治法第二百八十八条第一項の規定により、昭和六十三年三月三十一日をもって解散することになります。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。引き続き、議案第百九号福生伝染病院組合の解散に伴う財産処分について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

ただいま議案第百八号で御説明申し上げたとおり、福生伝染病院組合が昭和六十三年三月三十一日をもって解散することに伴い、地方自治法第二百八十九条の規定により、伝染病棟の財産処分が必要となります。この財産については、福生病院に無償譲渡することについて合意されておりますが、事務手続上、一たん福生市に帰属することになります。帰属せしめる財産につきましては、財産処分に関する協議書にありますとおり、建物、工作物、備品となっております。それでは財産の内容について申し上げます。

まず、建物ですが、東京都福生市加美平一丁目六番地一に現在あります伝染病棟で、鉄筋コンクリート造平屋建四百五十七・八五二平方メートルの建物です。次に工作物ですが、門柱で高さ一・八メートル、幅〇・四五メートル四方二本及び万年塀高さ一・八メートル、延長五十一メートルのものです。備品につきましては別紙のとおりでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本二案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 幾つかお聞きしたいんですが、一つは、患者の発生については、昭和六十一年については二名といたしましたが、六十二年現時点までの発生とか、ここ何年間かお手持ちの資料があればお知らせいただきたいと思えます。特に、当市関係のものをお知らせいただければと思います。それからその患者の病名についてもお知らせいただきたいと思えます。

それから当然、この統合ということになれば、患者が発生すれば、福生市は今まではすぐそばの福生病院のところであったわけですが、青梅というようなことになるわけで、近年患者の発生が著しく減少したからといって、これが絶対に発生しないという保障は何もないわけですね。そういう点では、万が一患者が発生ということになれば、大変遠い、不便な、距離的には現時点よりも遠くのところに行かなければならない。そうした点があるわけですね。ですから、こうしたことは、効率の問題だけでは決して推し量ることが、私はできないと思うんですが、この説明等では、そうした、まさに効率の面からでしか考えていないように思うんですが、そういう点では、大変私としてはこういったことは疑問だと思っております。

それから、そもそも、この西多摩地域広域行政圏協議会において設置ですか、統合を話し合うわけですね。そうすると、これについては、もちろんこの一部事務組合の中でも当然話し合はされているとは思いますが、そもそも、西多摩地域広域行政圏協議会においてこうした問題を論ずるということであれば、この西多摩地域広域行政圏協議会の資料というのをお出しいただきたいと思うんです。何年か前ですか、かなり分厚いものが出されたと思うんですが、私自身そういうものを持っていないんです。ですから、それが出発点になるということであれば、当然そのものも出していただかないと

困ると思うんですね。この西多摩地域広域行政圏協議会、これによって次から次へと、こうした例に類するようなものが出てくるのではないかという、非常にそういう危惧もあるわけなので、新しい議員の方はこの資料はないと思いますので、大変分厚いものなので、多分予備等もあるんじゃないかと思いますが、この際ひとつ出していただければということをお願いしたいと思うんですが、それについて御答弁いただきたいと思っています。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩します。

午後三時二十三分 休憩

午後三時 三十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
お諮りいたします。

ただいま松山 清君から広域行政圏に関する資料要求がありましたので、お諮りいたします。  
松山清君からの資料要求について要求することに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議があるようでございますので、本件資料要求については、起立によりお決め願います。  
本件資料を要求することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立少数であります。よって、本件資料要求については否決されました。

福祉部長（生子国利君） それでは、発生状況につきまして御答弁申し上げます。

五十七年度が二件、五十八年度が一件、五十九、六十年度がゼロ、それから六十一年度は二件。いずれも赤痢が主たるもので、ほかの病名はございません。

（「六十二年はないの。」と呼ぶ者あり）

○福祉部長（生子国利君） 六十二年度についてはございません。

○十一番（松山 清君） そうしますと、一つは、赤痢ということになると、ほとんど全部赤痢、これは何日くらい通常は

入院しているんですか。その辺をひとつ。

それから、資料については、知らない方がたくさんおいでになるようなんで、これはひとつさっきの本に調製されているのと同じものであればいいんですけれども、そうでなければこれは別途ひとつ見せていただきたいということだけお願いをしておきます。

いずれにいたしましても、西多摩地域広域行政圏協議会でこうしたものの、それからその他の、予算書や決算書を見ましても、随所にこうした問題出てくるわけです。これは、こういう形でやるということになれば、ほとんどどんな議会等には後で出てくる形になってくるわけで、決めてしまつて、その後で議会に出てくる。これでは、言ってみればまさに逆さまだと思うんです。西多摩地域広域行政圏協議会の中では随分いろいろのものが書かれてはあるわけなので、大変各市町村の議会との関連で言えば、問題な点多々あると思うんですね。そういう点では、今回のこの組合の解散については、そんなところから出発しているということであれば、ちょっと賛成というわけには、いかないと思います。

○福祉部長（生子国利君） 患者の収容期間でございますが、大体一週間。主として今までの状況では、大体外地へ行った方が赤痢になるような傾向でございます。

○十三番（遠藤洋一君） 今、外地という話が出てきましたけれども、要するに、早い話が、今や全体の傾向からすれば、例えばエルトル小川型というコレラがありますね。それは法定じゃないんですけれども、これらを含めて、つまり相当外から持ち込まれるだろうという予想はあると思うんですけれども、今後の展望ですね、つまり、どれくらい患者というものが国際化に対応して発生するかというような予測みたいなものは、今までの中で話は出てきましたか。ちょっと伺っておきます。これからのことですよ。

○福祉部長（生子国利君） 先ほど御説明申し上げたとおり、数が非常に少ないということ、それから青梅の総合病院にしても過去の状況、それから今後の展望をした場合に、二十床だけしかつくらないということですから、収容としては二十人以内にとどめられると、そういうふうな考え方で九市町村が合意しているわけですが、しかし、万が一、それ以上の多量発生した場合の措置ということについては考えていかなければならないと。これにつきましては隣接の伝病を利用するか、あるいはそういった協定は、あらかじめ他の、圏外からもそういったことはございますので、そういう連携を保っていききたいというふうに考えております。

○十三番（遠藤洋一君） 大体二十床くらい想定しているということで、しかし、考えて見ますとこれからの国際化の問題からいえば、国際的に労働力の流入も含めて、ものすごくたくさんの人たちが来ることは間違いないです。それを、日本人だけが暮らしているという想定では話していかないと思うはずなんですが、そこは余り議論になっていないんですよ。

しかし、伝染病というのはいつ発生するかわからないから法でも定めているわけですけども、そういった対応というのは、やはりどんな場合でも、市民サービスということから言えば必要だろうと思えますから、余り統合という形で合理化していくのは、好ましいとも思いませんので、私はこの議案には賛成できないという意志だけ表明しておきたいと思えます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（原 敏子君） この際、動議を提出いたします。

議案第百八号及び議案第百九号につきましては、所管の委員会において慎重に審議されるよう、付託されるよう望みます。

（「賛成」、「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） ただいま原 敏子君から、本二案は委員会に付託し、審査されたい旨の動議が提出されました。

本件は動議成立に所定の賛成者が必要でありますので、本動議提出に、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 所定の賛成者があります。よって、本動議は成立いたしました。

これより本動議を議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立少数であります。よって本二案は、委員会に付託し、審査することは否決されました。

これより、本二案について個別に採決いたします。

まず、議案第百八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって、議案第百八号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第百九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって、議案第百九号は、原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十議案第百十号福生市と青梅市との間における伝染病患者の収容及び診療に関する事務の委託に関する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名によりまして、議案第百十号福生市と青梅市との間における伝染病患者の収容及び診療に関する事務の委託に関する規約について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

先に議案第百八号で経緯等を申し上げましたところでございますが、西多摩地域広域行政圏内にあります三伝染病棟を一カ所に統合するに伴い、福生伝染病院を廃止し、青梅市立総合病院併設伝染病院に統合することになり、伝染病患者の収容及び診療に関する事務を、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、青梅市に事務を委託するため規約を定めようとするものでございます。

次に、規約の内容について御説明申し上げます。

第一条につきましては、委託事務の範囲を規定したものでございまして、福生市を甲とし、青梅市を乙とし、伝染病患者の収容及び診療に関する事務の管理及び執行を青梅市に委託しようとする規定でございます。

第二条では、管理及び執行の方法を定めたもので、青梅市の条例、規則等に定めるところにより、委託事務の管理及び執行について、青梅市立総合病院併設伝染病院が行っていくことを定めたものでございます。

第三条は、経費負担を定めたもので、委託事務の管理及び執行に要する経費負担の区分に従い、負担することを規定したものでございます。二項では、前項の規定による医療費につきましては、青梅市の条例等の規定により算出した額とし、収容費、運営費の一部等につきましては、福生市長と青梅市長が協議して定める旨を規定したものでございます。また、三項では、前項の規定により負担する経費の支払い方法及び時期について、福生市長と青梅市長が協議して定める旨を規定したものです。

次のページの四ページでございしますが、四条は、青梅市長は委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、経理を明確にしておくことを規定したものでございます。二項では、青梅市長は各年度終了後、速やかに委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出の明細を福生市長に通知する旨を規定したものです。三項では、各年度において委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、福生市が青梅市に納付した額に過不足があるときは、翌年度福生市が負担すべき額において調整することを規定したものでございます。

第五条は、委託事務の管理及び執行について適用される青梅市の条例等を制定または改廃しようとする場合は、福生市に通知するよう規定したものです。第二項では、前項の規定により条例等が制定または改廃された場合は、当該条例等を

直ちに福生市に通知することを規定したものです。三項では、前項の規定による通知があったときは、福生市は直ちに当該条例等を公表しなければならないことを規定したものでございます。

第六条では、福生市と青梅市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くことを規定したものでございます。

第七条では、この規約に定めるのはか、委託事務に関し必要な事項は、福生市長と青梅市長が協議して定めることを規定したものです。

附則につきましては、本規約の施行期日を規定したものでございます。

なお、青梅市におきましても、本件は今定例会において上程されております。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第百十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十一議案第百十一号昭和六十二年福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第百十一号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第四号）につきまして、提案理由並びに改正の内容について御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、今回の補正は、年度も深まってまいりましたことから、事業の終了、確定等に伴う、新たに発生をした事務、さらには、債務負担行為となっており、また事業の一部繰上償還等をお願いしようとするものでございます。

予算書の内容について御説明申し上げます。一ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず総則でございますが、第一条におきまして、既定予算額に歳入歳出それぞれ一億八千八百九十一万八千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を百三十二億四千四百二十九万九千円と定めようとするものでございます。

第二条は、地方債につきまして、精算または許可変更の見込みが得られた事業の変更をお願いしようとするものでございます。

二ページをお開きください。歳入について御説明申し上げます。

市税でございますが、一億四千五百十万円の追加でございます。これは市民税の個人と法人の現年課税分の調定増によるものでございます。

次に、自動車取得税交付金の二千三十万円の追加でございますが、六十一年度決算並びに六十二年度の実績に基づき交付される増分でございます。

国有提供施設等所在市町村助成交付金等の三千六百九十二万五千円の追加でございますが、国有提供施設等所在市町村助成交付金が二千九百八十九万五千円、施設等所在市町村調整交付金の七百三万円の合計額で、今年度の交付額の確定額でございます。

地方交付税の一億三百九十二万円の減額につきましては普通交付税の減で、当初予算において六十一年度決算額と同額を見込んでおりましたが、六十二年度分の確定に伴い減額となったものでございます。これは基準財政収入額の伸びが高く、減額となったものでございます。

次に、交通安全対策特別交付金の三百七十万円の増につきましては、六十二年四月から交通反則金の引き上げによる交付金の増でございます。

使用料及び手数料の二百三十五万五千円の減額につきましては、夏期渇水による市営プール使用料の減でございます。

次に、国庫支出金の六千九百二十七万八千円の増のうち、国庫負担金十二万一千円の増につきましては、児童措置費負担金でございます。また、国庫補助金の六千九百十五万七千円の増につきましては、高齢者事業団委託事業費補助金の追加交付額二千二百三十八万五千円、保健活動費補助金の百二十九万三千円の増、また、今年度当初予算に計上してありましたが、不燃ごみ圧縮減容機設置事業に新たに国庫補助がつく見込みがございましたので、当該事業に対する補助金二千二百万円の増、防衛道路整備事業補助金の対象事業費の減による八百二十二万円の減、また仮称中福生公園新設事業費補助金並びに仮称熊川緑地新設事業費補助金におきまして、用地買収が完了したため、歳出の補正に合わせて七百八十六万七千円の減額。また市営住宅家賃収入補助金の四十四万三千円の増、七小講堂防音改築事業の三百九十九万一千円の減、小学校大規模改修事業補助金の二千五百十六万九千円の増、また一小校庭照明改良事業補助金三百九十四万二千円と、アスベスト関連の一中講堂防音機能復旧——これは天井でございますが、この事業補助金二千四百万三千円を新規に計上いたしております。以上の合計額が、国庫補助金六千九百十五万七千円増の内訳でございます。

次に、都支出金の千九百五十四万九千円の増でございますが、まず都負担金の六万円の増は、児童措置費の負担金でございます。都補助金の千九百四十八万九千円の増につきましては、私立幼稚園児保護者負担軽減事業費補助金の単価の引き上げによる三百二十七万二千円の増、保育所運営費補助金の三百十六万四千円の減、移管保育所運営費補助金の千九百十八万一千円の増、不燃ごみ圧縮減容機設置事業補助金の四百四十万円の減、また新規に国土利用計画法事務費補助金を千百八十万円計上しております。以上合わせまして、都補助金の千九百四十八万九千円の増でございます。

財産収入の八百九十四万一千円につきましては、廃道敷の土地売却収入でございます。

市債の八百六十万円の減につきましては、事業費の変更、あるいは国庫補助金の変更に伴う増減の合計額でございます。以上が歳入で、総額一億八千八百九十一万八千円の追加で、歳入予算総額百三十二億四千四百二十九万九千円と相なる次第でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。三ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず総務費でございますが、四百六十三万八千円の増で、そのうち総務管理費の四百六十一万円の増につきましては、志茂二町会陸会館の改修事業補助金が四十九万六千円、私立幼稚園児保護者負担軽減補助金三百三十九万三千円、同じく

幼稚園類似幼児施設保護者負担軽減補助金九十二万一千円の増でございます。徴税費の二万八千円の増につきましては、農地課税審議会の開催回数増による報酬分でございます。

次に、民生費の千二百三十六万四千円でございますが、まず社会福祉費の百二十九万四千円の増につきましては、特殊疾病福祉手当の十八万円の増と、老人医療費のパートタイマー賃金八万六千円と、老人保健医療特別会計への繰出金百二万八千円でございます。児童福祉費の千七百七万円の増につきましては、児童措置委託料の増でございます。

続きまして、衛生費の二百七十一万七千円の減につきましては、塵芥処理費の今年度事業の不燃ごみ圧縮減容機の稼働見込み日数の減による光熱水費三百二十五万円の減と、ごみ減量対策費の資源再利用実施団体奨励報償金の五十三万五千円の増との合計でございます。

土木費の四百八十一万円の減につきましては、都市計画費で七百八十一万六千円の減でございます。まず新規事業といたしまして、国土利用計画法によります監視区域の事務費六百十七万八千円の増、それから公園関係で公園施設の修繕料六十万円、用地買収の完了によりまして中福生公園三百三十万円、熊川緑地の千二百二十八万四千円の精算による減でございます。

次に住宅費の三百万六千円の増でございますが、まず市営住宅等管理基金への積み立て二百九十六万七千円、これは公営住宅債の利子の減額による充当がえになった分等でございます。それと自動車燃料費三万九千円の増でございます。

次に、教育費の千五百二十六万四千円の増でございます。まず教育総務費で百五十二万八千円の減で、これは教育委員長が改選されましたことによる報酬の増と、教育指導費の夏期休暇水泳指導ができなかったことによる指導員報償金の百五十八万八千円の減の合計額でございます。小学校費の七百三十六万一千円の減につきましては、各小学校のプールの上下水道料の五百八十七万円の減額、七小講堂防音改築事業の工事費五百二十五万円の減、日本住宅公団より借り入れておりました七小プールの繰上償還三百七十五万九千円の合計額でございます。中学校費の三千三百六十八万八千円の増につきましては、各中学校のプールの上下水道料の百五十五万五千円の減額と、日本住宅公団借入分の三中の校舎とプールの繰上償還分八百五十七万三千円、またアスベストの取り除き工事を実施した一中講堂の防音機能復旧工事の二千六百六十七万円の合計額となっております。保健体育費の九百五十三万五千円の減額につきましては、市営プールの運営費の精算による九百八十三万五千円の減と、体育施設の修繕料の三十万円の増との合計額でございます。

次に、公債費の二百四十五万四千円の減でございますが、元金の七百七十五万九千円の増につきましては、本年度防音改築事業を実施しております七小の取り壊した体育館に対して借り入れていた起債の残額の繰上償還分七百四十万一千円等でございます。利子の百二十一万三千円の減額につきましては、当初予算の減額で見込んでおりました六十一年度債の利子の確定等による精算でございます。

続きまして、諸支出金の一億八千万円の増につきましては、都市施設整備基金への積立金でございます。これによりまして、基金額は三十七億五百四十六万五千円となります。

予備費の千三百三十六万七千円の減額につきましては、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出補正額一億八千八百九十一万八千円の追加で、歳出予算総額百三十二億四千四百二十万九千円と相なる次第でございます。

次に、四ページと五ページをお開きいただきたいと思ひます。

第二表地方債補正の変更でございます。これは対象事業費等の変更により、限度額の三億七千三百十万円を三億六千四百五十万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十一号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）